

整備費・運営費の補助対象となる 「看取り対応ホーム」について（案）

1 目的

介護保険の施設サービスや居住系サービス等では、所定の要件を満たして看取り介護を行った場合に加算で評価されることを踏まえ、介護保険の指定を受けずに質の高い看取り介護を実施する小規模な高齢者向け住宅（住宅型有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅）の整備及び運営を支援し、普及・拡大を図る

2 定義

看取りに必要な対応を行うことを前提に入居者を受け入れる小規模な高齢者向け住宅

3 要件（人員・設備・運営）

事務局案を「多職種向け研修カリキュラム等検討分科会」に提示し、ご意見をいただく予定

（方向性）

- ・ 介護や看取りの質を確保する観点から、介護保険制度の「看取り介護加算」の算定要件や、「ホームホスピスの基準」（一般社団法人全国ホームホスピス協会）などを参考に、人員・設備・運営についてそれぞれ要件を検討
- ・ 要件の内容については、補助を受けるに当たり必ず適合しなければならないもの（必須基準）に加え、運営の質向上の観点から適合することが望ましい基準を設定
- ・ 老人福祉法の関係規定（有料老人ホームの届出規定等）の順守は必須とする

4 その他

補助の仕組みについては、今後都で検討・設計